

宮崎大学大学院 教育学研究科 教職実践開発専攻 設置の趣旨等を記載した書類

【 資 料 目 次 】

- 資料1 : 達成度評価指標とカリキュラムマトリックス(新卒既卒学生・社会人経験学生)
- 資料2 : 達成度評価指標とカリキュラムマトリックス(現職管理職学生・現職教員学生)
- 資料3 : 宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規
- 資料4 : 宮崎大学大学院教育学研究科担当実務家教員の資格・審査基準に関する内規
- 資料5 : 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻(専門職学位課程)
教員資格審査規程
- 資料6 : 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻入学試験における筆記試験免除に
関する申合せ
- 資料7 : 宮崎大学大学院教育学研究科入学試験における現職教員等の筆記試験代替措置に
関する申合せ
- 資料8 : 教職実践開発専攻14条特例履修モデル

達成度評価指標とカリキュラムマトリックス（現職管理職学生・現職教員学生）

達成度評価指標（観点）	補足説明	共通領域科目														コース科目	教育実習科目
		教育課程の編成・実施に関する領域				教科等の実践的指導方法等に関する領域				生徒指導・教育相談に関する領域		学校・学級経営に関する領域			学校教育と教員の在り方に関する領域		
		教 育 と 課 程 の 経 営 と	ジ ュ ニ ア メ ン ト 改 進 と ナ ン ク メ ン ト サ ポ ー ト	ジ ュ ニ ア メ ン ト サ ポ ー ト の 実 施 と ア ス セ ス メ ン ト の 実 施	課 外 活 動 の 実 施 と 課 外 活 動 の 実 施	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践	方 法 論 的 な 実 践 的 な 実 践	指 導 方 法 論 的 な 実 践	感 情 的 な 実 践 的 な 実 践	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践	と 成 教 員 の 実 践 的 な 実 践		
使命感・倫理観	学校の本質的課題や現代学校改革等との関連で学校における教員のあるべき目標を設定することができる。	・人権感覚を身につけ、差別やいじめ等に対して毅然とした態度で指導を行うなど教職員としての基本姿勢を踏まえて目標を設定することができる。															
	学校の現状や直面している課題について、理念的にも具体的に説明できる。	・学校教育に関する世界やわが国の動向、医療・福祉分野の現状、地域の状況をふまえながら、学校の現状や直面している課題について理論的かつ具体的に説明ができる。 ・学校が直面する課題を解決するために、教職員として新たに必要とされる知識や技能の習得に積極的に取り組んでいる。															
	自己のめざす教員像について、理念的にも具体的に説明できる。	・自己のめざす教員像を、確かな理論を背景にして、理念的に説明できる。 ・自己のめざす教員像を、行動目標化し、具体的に説明できる。															
	「反省的実践者」としての教員の役割を理解し、自己の教員としての資質の改善と向上を目指すことができる。	・自己の教員としての資質の向上を目指して、教職員として新たに必要とされる知識や技能の習得に積極的に取り組んでいる。															
	保護者等に担当業務の課題と成果を明確に示すことができる。	・学校の教育目標と児童生徒の実態等を踏まえ、課題と成果をわかりやすく適切に説明できる。															
学校・学級経営	関係・保護者・地域・外部の専門家と連携・協働して、学校や学級の課題解決に当たることができる。	・管理職や関係職員、保護者や外部専門家との協力体制を構築し、積極的に意見交換を行い、総合的な視点から教育指導の改善・充実等のための企画・立案を行うことができる。															
	学校や学級の経営について関係職員にアドバイスできる。	・専門的な知識や経験に基づき、学校や学部、学年、学級の経営に関する改善内容やその視点等を、関係職員に分かりやすく指導・助言することができる。															
	学校や学級の経営上想定される危機に対応できる。	・不審者侵入や事故等の緊急事態の事例やそれに適切に準備・対応するためのマニュアル等について学び、予測される危機への予防対応、緊急対応、事後の対応等ができる。 (注) 高等学校においては「学級」を「ホームルーム」と読み替える。															
	学校評価の意義と方法を理解し、実施できる。	・実践事例等をもとに、自己評価（Check）→学校関係者評価（外部評価）（Check）→改善（Action）→公表という学校評価システムを具体的に理解し、教育の質の向上、説明責任の明確化、地域ぐるみの教育の推進等に役立てることができる。															
	社会の変化と学校改善の課題に対応した学校・学級経営計画を作成できる。	・学校や学部、学年、学級の内外環境のSWOT分析等を生かして、社会の要請や地域住民、保護者の期待に応えるための学校・学級経営計画を作成できる。															
子ども理解	児童生徒の行動のメカニズムを理解するためのアセスメント技法を適切に用いて、児童生徒の行動問題に適切に対応することができる。	・行動理論や認知行動理論を理解し、その上で、動機付けや集団・社会といった面から児童生徒の行動を理解できる。															
	生徒指導に係る法制度を理解し、生徒指導上の問題に対して、保護者や関係職員・関係機関との連携を含めた指導計画を作成できる。	・いじめ防止対策基本法や少年法、児童福祉法等の関連法令を読み解き整理できている。 ・問題行動に対応または予防するため、学校内の関係職員や保護者、関係機関との連携体制構築に必要な知識が整理できている。保護者支援のためのPTの技法を学級懇談や家庭教育学級の場で応用できるよう整理できている。															
	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を客観的に把握した上で「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することの重要性を十分に理解し、それらの計画を実際の授業や生徒指導に反映するための具体案を提示することができる。	・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の発達状態や障害特性等を把握するためのアセスメント法を理解し、それらの技法を適切に用いることができる。 ・各種のアセスメント結果をふまえて作成された「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を、具体的な授業計画や生徒指導計画に反映することができる。															
	児童生徒の問題行動や社会的不適応を予防するための指導プログラムを作成し実施できる。	・SSIやレジリエンス教育プログラム、また、エンカウンターなどの予防介入プログラムを業団・個別の指導場面において適宜構成できる。さらにそれらを、年間の指導計画、教育課程の中に位置づけ計画的に実施できる。															
	児童生徒の理解の仕方や情報の集め方、指導の方法等について関係職員にアドバイスできる。	・学級関係的な生徒指導プログラムを、生徒理解の視点とともに若手教員に指導することができる。 また、児童生徒の心情を丁寧に聞き取り問題解決に向かわせるカウンセリング技法の基礎、ケース会議等で理論的な問題解決の運営を提案する技能、機能分析、各種の検査や評価、法令、関係機関との連携、各種の指導プログラムについて知見を適宜提供できるよう整理がなされていることが望ましい。															
授業力	学校の方針や教育目標に配慮して指導計画を立てることができる。	・児童生徒の実態を踏まえて指導目標を明確にし、指導の重点化や内容の系統性に配慮した指導計画を立てている。															
	関係職員の模範となるような授業を実践できる。	・教育目標や内容に沿って児童生徒の問題意識を引き出す教材の準備、及び教員や情報手段などの教育機材の効果的な活用ができる。 ・ねらいに沿って、わかりやすい授業を行っている。 ・児童生徒の満足度を高め、学習意欲を十分達成させている。															
	関係職員に授業改善のためのアドバイスができる。	・教科等の実践的な指導方法に関して、若手教員の成長を支援することができる。															
	指導方法の問題を調査・分析し、解決に向けた取り組みができる。	・指導方法の問題を調査・分析し、解決に向けた取り組みができる。（達成度評価指標と重複するが、模範となる重要な要素として、補足説明にも追加） ・児童生徒の理解度や満足度を把握し、次の授業に向けて工夫・改善を行っている。															
	学習内容や目標に対する児童生徒の実態（児童観・生徒観）をふまえた班編・学習形態等の工夫・学習形態等の工夫ができる。	・学習内容や目標に対する児童生徒の実態（児童観・生徒観）をふまえた班編・学習形態等の工夫・学習形態等の工夫ができる。 (注) 達成度評価指標と重複するが、模範となる重要な要素として補足説明にも追加。															

宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規

制 定	平成 8 年 2 月 21 日	研究科委員会
一部改正	平成 12 年 6 月 7 日	研究科委員会
一部改正	平成 19 年 1 月 10 日	教授会
一部改正	平成 20 年 11 月 5 日	研究科委員会
一部改正	平成 31 年 3 月 7 日	研究科委員会

(趣旨)

1. 宮崎大学大学院教育学研究科設置の趣旨と教育・研究の水準を維持するため、宮崎大学教員選考基準に合わせて、教育学研究科担当教員の資格・審査の基準に関する内規を定める。

(資格基準)

2. この資格基準は、大学院設置基準第 9 条及び宮崎大学大学院学則第 9 条第 2 項による。修士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が (1) の者に準ずると認められる者
- (3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、「高度の教育研究上の指導能力」については、教育学研究科の修士論文を含む課題研究の指導能力と理解する。従って、芸術、体育等の分野においても学術論文が有るものとする。

また、(1) の博士の学位については、学位論文の内容が大学院の担当授業科目と関連が深く、学位取得後も研究が継続されているものとする。

専門職学位課程を担当する教員にあっては、専門職大学院設置基準第 5 条により、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、この中には、専攻分野における実務経験を有し、かつ高度の実務の能力と教育上の指導能力を有する者（実務家教員）を含むものとするが、その資格・審査基準は別に定める。

(評価の方法)

3. 業績の評価に当たっては、その「質」と「量」の両方を考慮することとするが、著書、学術論文及び教育実践（教科書執筆、各種研究会の指導助言、等）、また、芸術実技分野においては、演奏、制作、競技等の業績の質について、あらかじめ A、B、C の 3 つのランクに評価分類し、これを勘案して業績の量等総合的に評価する。

(審査基準)

4. [教授]（修士（M〇）・専門職学位課程の研究指導及び講義担当適格者）の審査基準については、以下の (1)、(2) 及び (3) を満たすものとする。
- (1) 業績の量（著書・学術論文等の数）については、原則として A・B ランク合わせて 20 以上（A ランク

5以上含む)とする。

- (2) 最近5年間に研究が継続されていることを示す業績があること。
- (3) 教育・研究歴については、分野によって異なるが、原則として10年以上とする。なお、
 - 1) 数学分野の業績量については、同領域の特質に鑑み、(1)の基準を下回ることがある。
 - 2) 芸術系分野：音楽（演奏等）、美術（制作等）の業績量については、(1)に準ずるが、著書又は学術論文2篇以上を含むものとする。
 - 3) 実技系分野：保健体育（競技等）の業績量については、(1)に準ずるが、その内容は次のとおりとする。
 - ア) 著書・論文数は原則として10篇以上（Aランク3以上を含む）
 - イ) 技術、技能の評価された業績を含む。

5. [准教授]（修士（M合）・専門職学位課程の研究指導の補助並びに講義（及び実験）担当適格者）の審査基準については、以下の(1)、(2)及び(3)を満たすものとする。

- (1) 業績量については、教授の2分の1以上（Aランク2～3以上含む）とする。
- (2) 最近5年間に研究が継続されていることを示す業績があること
- (3) 教育・研究歴については、原則として5年以上とする。

なお、実技系分野：保健体育（競技等）の業績量については、(1)に準ずるが、その内容は次のとおりとする。

- ア) 著書・論文数は原則として5篇以上（Aランク1以上を含む）
- イ) 技術、技能の評価された業績を含む。

（学術論文等の評価分類）

6. 「学術論文」、「教育実践」、「学術論文」〈演奏、制作、競技等〉について、以下のように分類する。

[Aランク]

- ① 学会が発行する、審査制度のある（レフリー付き）論文誌（学会誌）・論文集、また、国外に広く配布され、学会の評価の高い大学紀要、論文集等
- ② 学術出版社、学術団体等が発行する、審査制度のある論文誌・論文集等
- ③ 国際研究集会などでの発表報告集（通常の論文と同様の内容を持つもの）
- ④ 学術書の出版に実績のある出版社等から発行された学術図書等（単著が望ましい）
- ⑤ 国際的又は全国的な各種教育賞の入賞、入選
- ⑥ 国際的又は全国的コンクール等での入賞、入選
- ⑦ 優れたリサイタル、作曲作品等
- ⑧ 国際的又は全国的展覧会での入賞、特別出品、個展等
- ⑨ 国際的又は全国的公認競技会等での入賞、出場等

[Bランク]

- ① 大学の紀要
- ② 審査制度はないが、論文又は学術書として出版されているもの
- ③ Aランクの⑤⑥⑦⑧に準ずる教育実践、演奏、作曲作品、制作等
- ④ Aランクの⑨に準ずる競技会での入賞、出場等

[Cランク]

A、Bのレベルにはないが、研究の継続性等に参考となる印刷物、教育実践、演奏、制作、競技並びに指導活動等

7. 著書及び博士論文に関する評価

- (1) 著書（単著、2、3名での共著、分担執筆）は、内容に応じてAランク論文1～3篇に換算する。
- (2) 著書（分担執筆）は、内容に応じてBランク論文1～2篇又はCランク論文1篇に換算する。
- (3) 博士論文は、Aランク論文3篇に換算する。

附 則

この内規は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年3月7日から施行する。

○宮崎大学大学院教育学研究科担当実務家教員の資格・審査基準に関する内規

平成 20 年 11 月 5 日
制 定

改正 平成 29 年 3 月 7 日 平成 30 年 6 月 27 日
平成 30 年 12 月 19 日

(趣旨)

1. 宮崎大学大学院教育学研究科教職大学院設置の趣旨と教育の水準を維持するため、「教職大学院における「実務家教員」の在り方について」（平成 18 年 7 月中央教育審議会答申、以下「在り方」という。）及び「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書一」（平成 29 年 8 月国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議、以下「有識者会議報告書」という。）の趣旨に沿って、「国立大学法人宮崎大学と宮崎県教育委員会との人事交流協定書」と「国立大学法人宮崎大学と宮崎県教育委員会との人事交流に関する覚書」を踏まえて、教育学研究科担当実務家教員の資格・審査の基準に関する内規を定める。

(資格基準)

2. この資格基準は、専門職大学院設置基準第 5 条、「在り方」及び「有識者会議報告書」による。専門職学位課程を担当する実務家教員にあつては、次の 3 つの観点から、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者
 - (1) 専攻分野に関する高度の実務・研究能力
 - (2) 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力
 - (3) 専攻分野における実務の経験

(評価の方法)

3. 業績の評価に当たっては、その「質」と「量」の両方を考慮することとするが、実務・研究能力、教育上の指導能力、実務経験、学術論文等を勘案して業績の量等総合的に評価する。

(審査基準)

4. 専門職学位課程の教育指導及び講義担当適格者の審査基準については、(1)のいずれかに該当し、さらに(2)に該当するものとする。
 - (1) 実務の経験
 - (ア) 教員等としての実務経験が概ね 20 年以上あること。
 - (イ) 教員等としての実務経験と教育行政に従事した経験が合わせて概ね 20 年以上あること。
 - (2) 研究業績

学術論文等が 2 編以上あること。

(学術論文等の分類)

5. 学術論文について、以下のように分類する。

「宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規」6. 7. に準ずる他、紀要、報告書や教育関係雑誌などで実践経験に基づく理論や実践の一般化にかかる内容を包含した研究成果を発表した業績等（いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等）を含むものとする。

(資格審査委員会)

6. 教員資格の審査を行うため資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

7. 委員会は、宮崎県教育委員会により推薦された人事交流者の教員個人調書・教育研究業績書等について、審査を行うものとし、委員会が必要と認めた場合は、その他の資料の提出又は本人の面接を求めることができるものとする。

(委員会の組織)

8. 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究科長
 - (2) 教職実践開発専攻長
 - (3) 配属先のコース長
- 2 委員会に委員長を置く。
3 委員長は研究科長をもって充てる。

(委員会の判定)

9. 委員会は、全員の出席をもって成立し、その判定は3分の2以上の賛成を要する。

(委員会の報告)

10. 委員会の委員長は、教員資格審査申請書を添えて、審査の概要を記載した資格審査委員会報告書(別紙様式4)を研究科委員会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年3月7日に施行し、平成29年3月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年12月19日から施行する。

○宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）教員資格審査規程

〔平成 21 年 8 月 5 日
制 定〕

改正 平成 26 年 9 月 3 日

（趣旨）

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）教職実践開発専攻（専門職学位課程）における教員の採用及び昇任を行う場合の資格審査は、この規程によるものとする。

（資格審査会）

第 2 条 教員資格の審査及び判定を行うために、資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。
2 審査会は、本研究科の教授（以下「教授」という。）をもって構成し、議長は宮崎大学大学院教育学研究科長（以下「研究科長」という。）とする。
3 審査会は、出張等により出席できない者を除いた教授現員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

（審査会の任務）

第 3 条 審査会は、本研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が審査会に審査を回付した採用応募者又は昇任申請者の業績及び申請書類等について、審査を行うものとする。
2 審査会は、国立大学法人宮崎大学教員選考規程に基づき、資格審査及び判定を行うものとする。
3 審査会は、次に掲げる書類をもって、研究科委員会に資格審査の結果を報告しなければならない。ただし、昇任については、第 1 号及び第 3 号の書類とする。
(1) 教員資格審査申請書（別紙様式 1）
(2) 採用候補者選考報告書（別紙様式 2）
(3) 資格審査会報告書（別紙様式 3）
(4) 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）教員採用規程（以下「採用規程」という。）第 9 条に定める「応募者一覧表」

（資格審査委員会）

第 4 条 審査会は、教員資格の審査を行うため資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第 5 条 委員会は、研究科委員会が審査会に審査を回付した採用応募者又は昇任申請者の業績及び申請書類等について、審査を行うものとする。
2 委員会が必要と認めた場合は、その他の資料の提出又は本人の面接を求めることができるものとする。

（委員会の組織）

第 6 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 研究科長
(2) 応募者又は昇任申請者の専門分野に近接する 1 人を含め、当該コース等及び関連分野から選出された本研究科・学部専任教員 5 人
2 前項に規定する委員のうち第 1 号及び第 2 号の委員のうち 2 名以上を教職大学院専任教員とする。
3 第 1 項第 2 号の委員は、審査会で選出する。
4 委員会に委員長及び主査を置く。
5 委員長は研究科長をもって充て、主査は第 1 項第 2 号委員の互選によるものとする。

（委員会の判定）

第 7 条 委員会は、全委員の出席をもって成立し、その判定は 3 分の 2 以上の賛成を要する。

（委員会の報告）

第 8 条 委員会の主査は、教員資格審査申請書を添えて、審査の概要を記載した資格審査委員会報告書（別紙様式 4）を審査会に報告するものとする。その際、委員会で少数意見があった場合には、これを付記しなければならない。
2 前項の場合において採用については、採用規程第 9 条に定める応募者一覧表に登載された応募者のうちから原則として、複数の採用候補者に順位を付して選考し、その選考理由及び審査経過

を第3条第3項第2号に定める採用候補者選考報告書で審査会に報告するものとする。

(業績等の縦覧)

第9条 教員資格の審議に当たっては、業績文献等を別に定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(判定)

第10条 審査会は、委員会の報告に基づき候補者の資格判定を行うものとする。判定は、出席者の過半数の賛成を要する。

(投票)

第11条 前条の判定は、無記名投票によるものとし、投票に際しては、可否を明確にするものとする。

- 2 投票は、各候補者について、可とする場合は○印、不可とする場合は×印を付するものとする。
- 3 投票の結果は、全候補者の集計終了後、一括して票数を発表するものとする。

(審査結果の通知)

第12条 資格審査の結果は、研究科長が資格審査会報告書をもって、速やかに本人（採用の場合を除く。）及び当該コース等の代表に通知するものとする。

(再審査)

第13条 資格審査の結果を不当と思う本人（採用の場合を除く。）又は当該コース等の代表は、判定から1週間以内に限り、研究科長に対し再審査の申出をすることができるものとする。

- 2 研究科長は、前項の申出を審査会に諮り、過半数の賛成を得たときは、再審査に付するものとする。
- 3 研究科委員会において再審査の請求が認められたときは、これを再審査に付するものとする。

附 則

この規程は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月3日から施行する。

年 月 日

宮崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践開発専攻教員資格審査申請書

氏 名

① 資格審査表

① 資格審査表				
所属 コース等				
担当授業科目		単位数合計		単位
		週当時間合計		時間
申請職名		職区分		
ふりがな氏名		性別		
生年月日		年 月 日生 (歳)		
本籍地				
現住所				
卒業 学校 修了	学部			
	大学院			
学位称号				
現職				
業績	著書	学術論文	参考論文	学会発表
	冊	篇	篇	回
※判定		※再審		
※判定年月日				
※採用等予定年月日				
備考				

年 月 日	② 学 歴

年 月 日	③ 職 歴

年 月	④ 学会における活動（加入学会、学会役員等）

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (1) 担当した授業科目

年 月

⑤ 教 育 的 活 動

(2) 教育方法の実践

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (2) 教育方法の実践

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (3) 作成した教科書、教材

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (4) 教育上の能力に関する大学等の評価

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (5) 専門的見識を生かした教育的活動

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (6) その他

年 月	⑥ 社 会 に お け る 活 動

年 月	⑦ 組 織 の 管 理 運 営

⑧ 著 書				
No.	著 書 名	発行年月	発行所・頁	備 考
		年 月		

⑨ 学 術 論 文 等

No.	題 目	発行年月	発行誌名・巻・頁	備 考
		年 月		

⑩ 参 考 論 文 等

No.	題 目	発行年月	発行誌名・巻・頁	備 考
		年 月		

⑪ 学 会 講 演 (口 頭 発 表)

No.	題 目	発表年月	学 会 名	備 考
		年 月		

⑫ 外部資金の獲得状況

番号	年度	助成金・補助金等の名称 (助成金機関名称)	役割 (代表・分担)	研究課題名	交付額 (円)

別紙様式2

〇〇〇〇〇採用候補者選考報告書

業績概評と選考経過

本 文

別紙様式3

〇〇〇〇〇氏 資格審査会報告書

本 文

平成 年 月 日

資格審査会

別紙様式 4

〇〇〇〇〇氏 資格審査委員会報告書

本 文

平成 年 月 日

資格審査委員会

宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻入学試験における筆記試験免除に関する申合せ

[平成 22 年 7 月 1 4 日]

決 定

(趣旨)

- 1 この申合せは、教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）（以下「本専攻」という。）の選抜方法に係わる筆記試験の免除（以下「筆記試験免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(筆記試験免除の対象者)

- 2 筆記試験の一部又は全部の免除を希望する者の資格は、次に該当する者とする。なお、筆記試験免除に関する事前相談の窓口は、教務・学生支援係とする。
 - (1) 小学校又は中学校教諭普通免許状一種を取得及び大学卒業見込みの者
 - (2) 小学校又は中学校教諭普通免許状一種を取得し大学卒業後 3 年以内（出願時）の者

(筆記試験免除の申請手続き)

- 3 筆記試験免除の申請者は、出願手続きに先立って、本専攻の学生募集要項に定められた期間までに教務・学生支援係に連絡し、申請手続き方法や、以下の(1)提出書類、(2)提出期間及び提出先について指示を受けて、申請手続きを行うものとする。
 - (1) 提出書類
 - ① 入学志願書
 - ② 受験票
 - ③ 成績証明書
 - ④ 卒業（修了）見込証明書又は卒業（修了）証明書
 - ⑤ 取り組みたい教育の課題、実践及び研究の計画書
 - ⑥ 教育職員免許状授与証明書又は教育職員免許状の写し（該当者のみ）
 - ⑦ 履修した教職に関する科目のうち小学校教員志望者（小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得）又は中学校教員志望者（中学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得）は、それぞれ別紙 1 又は別紙 2 に該当する科目のシラバス
 - ⑧ 教育実習の概要（様式：別紙 3 又は別紙 4）（教科領域教育実践開発コースを志望する者は、教育実習中に実施した研究授業の学習指導案の写しを添付のこと。）
 - (2) 提出期間及び提出先
本専攻の学生募集要項に定められた期間に教務・学生支援係に提出するものとする。

(筆記試験免除の判定)

- 4 筆記試験免除の判定は、(1) 筆記試験免除の基礎資格の有無、(2) 必修科目試験の免除の可否、(3) コース別科目試験の免除の可否について行う。

(筆記試験免除の基礎資格の判定)

- 5 筆記試験免除の基礎資格としては、成績証明書に記載されている科目全体の GPA が、3.2 以上とする。

(必修科目試験免除の可否の判定)

- 6 必修科目試験免除の可否の判定は、次に掲げる事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

- (1) 志願者が入学後に選択する校種にそって提出された小学校又は中学校教諭普通免許状一種取得に必要な教職に関する科目のシラバスの概要(趣旨)及び教育実習の概要について、教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号以下「規則」という。)の第6条第1項の表「備考」に照らして、各科目の内容の適合性を判定する。
- (2) 志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種取得に必要な教職に関する科目のうち、必修科目の GPA の平均が 3.4 以上の者を免除有資格者と判定する。

(コース別科目試験免除の可否の判定)

- 7 コース別科目試験免除の可否の判定は、コースごとに行う。

(1) 学校・学級経営コース

学校・学級経営コース科目試験免除の可否の判定は、次の事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教職の意義等(教職の意義等、教員の職務内容、進路選択等)」、「教育の基礎理論(教育の理念等、教育に関する社会的事項等)」、「教育課程及び指導法(特別活動の指導法)」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価

(2) 生徒指導・教育相談コース

生徒指導・教育相談コース科目試験免除の可否の判定は、次の事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教育の基礎理論(心身の発

達及び学習の過程)」、「生徒指導・教育相談及び進路指導」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価

(3) 教育課程・学習開発コース

教育課程・学習開発コース科目試験免除の可否の判定は、以下の事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教育課程及び指導法（教育課程の意義等、道徳の指導法、教育の方法及び技術）」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価

(4) 教科領域教育実践開発コース

教科領域教育実践開発コース科目試験免除の可否の判定は、次に掲げる事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

- ① 志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条に記載された「各教科の指導法」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価
- ② 志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教育実習」に対応する科目の概要（別紙3）及び教育実習中に実施した研究授業の学習指導案の精査とその評価

(筆記試験免除審査委員会)

- 8 筆記試験免除の審査は、本専攻内に設けられた筆記試験免除審査委員会において行う。委員会は、研究科長を委員長とし、専攻長、各コース代表をもって構成する。

(筆記試験免除の審査手順)

- 9 筆記試験免除審査委員会は、筆記試験免除の可否の審査を、次の手順にそって実施する。
- (1) 申請者から提出された書類の整理と適合性の可否の判定
 - (2) 筆記試験免除の基礎資格の有無の判定
 - (3) 必修科目試験免除の可否の判定
 - (4) コース別科目試験免除の可否の判定
 - (5) 総合判定

(筆記試験免除可否の決定)

- 10 筆記試験免除の可否は、次の手順にそって決定する。
- (1) 専攻会議は、筆記試験免除審査委員会の判定結果の報告をもとに、申請者の筆記

試験免除の基礎資格の有無、必修科目試験免除の可否、コース別科目試験免除の可否を決定する。

- (2) 専攻長は、専攻会議の決定を研究科長及び教務長に報告する。
- (3) 教務長は、申請者の筆記試験免除の基礎資格の有無、必修科目試験免除の可否、コース別科目試験免除の可否の結果を、直近の研究科委員会において報告し承認を得る。

(筆記試験免除に関する結果の報告)

- 11 教務・学生支援係は、必修科目及びコース別科目の筆記試験免除の可否の結果について、申請者に出願手続き期間の7日前までに連絡するものとする。

(筆記試験免除となった科目の成績の点数化)

- 12 筆記試験免除となった必修科目及びコース別科目の成績の点数化は、申請者の成績証明書に記載されている該当科目の成績を、過去の本専攻の入学試験の結果をもとに毎年作成する点数換算表に基づいて行う。

附則

この申合せは、平成22年7月14日から決定する。

附則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

(別紙1)

小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの小学校教員志望者用

参考例の宮大教育文化学部の科目に準じて、大学で履修した科目名及び単位数を記入の上、シラバスを提出してください。なお、履修中の科目、未履修科目がある場合には、その旨を記載してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目		大学で履修した授業科目名	単位
教職の意義等	教職の意義等		
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等		
	心身の発達及び学習の過程		
	教育に関する社会的事項等		
教育課程及び指導法	教育課程の意義等		
	道徳の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	各教科の指導法 (国語)		
	(社会)		
	(算数)		
	(理科)		
	(生活)		
	(音楽)		
	(図画工作)		
	(家庭)		
(体育)			
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談の理論及び方法		
総合演習			

参 考 例（宮崎大学教育文化学部在学生または卒業生）

小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの小学校教員志望者用

教育職員免許法施行規則に定める科目		宮大教育文化学部の授業科目 (注1)	単位
教職の意義等	教職の意義等	教職入門	2
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等	教育本質論	2
	心身の発達及び学習の過程	学校教育心理学	2
	教育に関する社会的事項等	教育制度論	2
教育課程及び指導法	教育課程の意義等	教育課程論	2
	道徳の指導法	道徳教育論	2
	特別活動の指導法	特別活動論	2
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2
	各教科の指導法（国語）	初等国語教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（社会）	初等社会科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（算数）	算数教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（理科）	初等理科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（生活）	生活科教育研究	2
	（音楽）	初等音楽科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（図画工作）	図工科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（家庭）	初等家庭科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
（体育）	体育科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2	
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法	生徒指導概論 (進路指導を含む)	2
	教育相談の理論及び方法	教育相談心理学	2
総合演習		教職総合演習Ⅰ・Ⅱ	履 修 中

(別紙2)

中学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの中学校教員志望者用

参考例の宮大教育文化学部科目に準じて、大学で履修した科目名及び単位数を記入の上、シラバスを提出してください。なお、履修中の科目、未履修科目がある場合には、その旨を記載してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目		大学で履修した授業科目名	単位
教職の意義等	教職の意義等		
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等		
	心身の発達及び学習の過程		
	教育に関する社会的事項等		
教育課程及び指導法	教育課程の意義等		
	道徳の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	各教科の指導法		
	(教科名を記入)		
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談の理論及び方法		
総合演習			

参 考 例（宮崎大学教育文化学部在学生または卒業生）

中学校教諭普通免許状一種（国語）取得見込み又は取得済みの中学校教員志望者用

教育職員免許法施行規則に定める科目		宮大教育文化学部の授業科目 (注1)	単位
教職の意義等	教職の意義等	教職入門	2
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等	教育本質論	2
	心身の発達及び学習の過程	学校教育心理学	2
	教育に関する社会的事項等	教育制度論	2
教育課程及び指導法	教育課程の意義等	教育課程論	2
	道徳の指導法	道徳教育論	2
	特別活動の指導法	特別活動論	2
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2
	各教科の指導法		
	(国語)	中等国語教育研究Ⅰ	2
		中等国語教育研究Ⅱ	2
		国語科授業研究Ⅰ	2
		国語科授業研究Ⅱ	2
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法	生徒指導概論 (進路指導を含む)	2
	教育相談の理論及び方法	教育相談心理学	2
総合演習		教職総合演習Ⅰ・Ⅱ	履修中

(別紙3)

教育実習の概要

(小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの小学校教員志望者用)

教育実習の名称	実習校名	担当 学年	研究授業の教科等	単位数
1			(実習授業数：_____時間)	
2			(実習授業数：_____時間)	
3			(実習授業数：_____時間)	
教育実習の概要 (複数回、教育実習を受講した場合、それぞれ区分けして記入のこと)				

(別紙4)

教育実習の概要

(中学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの中学校教員志望者用)

教育実習の名称	実習校名	担当 学年	研究授業の教科等	単位数
1			(実習授業数：_____時間)	
2			(実習授業数：_____時間)	
3			(実習授業数：_____時間)	
教育実習の概要 (複数回、教育実習を受講した場合、それぞれ区分けして記入のこと)				

宮崎大学大学院教育学研究科入学試験における現職教員等の筆記試験代替措置に関する
申合せ

[平成 24 年 3 月 20 日]

決 定

(趣旨)

- 1 この申合せは、教育学研究科の現職教員等の選抜方法に係わる筆記試験の代替措置
(以下「筆記試験代替措置」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(筆記試験代替審査委員会)

- 2 筆記試験代替の審査は、各専攻内に設けられた筆記試験代替審査委員会において行
う。委員会は、教職実践開発専攻は、専攻長を委員長とし、各コース代表をもって構
成し、学校教育支援専攻は、専攻長を委員長とし、各専修代表をもって構成する。

(筆記試験代替措置の対象者)

- 3 筆記試験代替措置を希望する者の資格は、次の通りとする。なお、筆記試験代替措
置に関する事前相談の窓口は、教務・学生支援係とする。
 - (1) 6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員
 - (2) 6年以上の常勤の教育行政経験を有する職員

(筆記試験代替措置の申請手続き)

- 4 筆記試験代替措置の申請者は、出願手続きに先立って、本専攻の学生募集要項に定
められた期日までに教務・学生支援係に連絡し、申請手続き方法や、以下の(1)提
出書類、(2)提出期間及び提出先について指示を受けて、申請手続きを行うものとし
る。

(1) 提出書類

1) 教職実践開発専攻

- ① 教育に関する理論及び実践に関する著書
- ② 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他の
雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他の特別活動、道徳教育、
教科等の研究会における報告書
- ④ その他の教育実践に関する報告書等

2) 学校教育支援専攻

- ① 著書、公開された作品等
- ② 学会誌、研究機関等の研究紀要、その他の雑誌等に掲載された論文
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定発表会、その他の教育等の研究会における研
究報告
- ④ その他のこれに準ずるもの

(2) 提出期間及び提出先

本専攻の学生募集要項に定められた期間に教務・学生支援係に提出するものとする。

(筆記試験代替の審査手順)

5 筆記試験代替審査委員会は、筆記試験代替の可否の審査を、次の手順にそって実施する。

(1) 教職実践開発専攻

- 1) 申請者から提出された書類の整理と適合性の可否の判定
- 2) 必修科目試験代替の可否の判定
- 3) コース別科目試験代替の可否の判定
- 4) 総合判定

(2) 学校教育支援専攻

- 1) 申請者から提出された書類の整理と適合性の可否の判定
- 2) 筆記試験（教育臨床心理専修については専門科目1と専門科目2、日本語教育支援専修については外国語科目と専門科目）代替の可否の判定
- 3) 総合判定

(筆記試験代替の可否の判定)

6 筆記試験代替の判定は、教職実践開発専攻については必修科目試験代替の可否、コース別科目試験代替の可否について行い、学校教育支援専攻については、筆記試験2科目の総合的可否について行う。

(1) 教職実践開発専攻の必修科目試験代替の可否の判定

必修科目試験代替の可否の判定は、提出された書類の業績を次に掲げる手順で得点化し判定する。業績審査200点満点の内、必修科目配点は100点である。

1) 各申請者の業績を以下の4つのカテゴリーに分類する。

- ① 教育に関する理論及び実践に関する著書
- ② 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他の雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告書
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他の特別活動、道德教育、教科等の研究会における報告書
- ④ その他の教育実践に関する報告書等

2) 別途定める基準により各カテゴリーの業績1件当たりの得点及び各申請者の合計得点を算出する。

(2) 教職実践開発専攻のコース別科目試験代替の可否の判定

コース別科目試験代替の可否の判定は、提出された書類の業績を次に掲げる手順で得点化し判定する。業績審査200点満点の内、コース別科目配点は100点である。

1) 各申請者の業績を希望コース関連業績の視点から以下の4つのカテゴリーに分類する。希望コースに関連していない業績は、その他とする。

- ① 教育に関する理論及び実践に関する著書
- ② 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他の雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告書
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他の特別活動、道德教育、教科等の研究会における報告書

- ④ その他の教育実践に関する報告書等
- 2) 別途定める基準により各カテゴリーの業績 1 件当たりの得点及び各申請者の合計得点を算出する。
- (3) 学校教育支援専攻の筆記試験代替の可否の判定
 - 筆記試験の代替の可否の判定は、提出された書類の業績を得点化し、判定する。業績審査は 200 点である。
 - 1) 各申請者の業績には、次のものが含まれる。
 - ① 著書、公開された作品等
 - ② 学会誌、研究機関等の研究紀要、その他の雑誌等に掲載された論文
 - ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定発表会、その他の教育等の研究会における研究報告
 - ④ その他のこれに準ずるもの
 - 2) 別途定める基準により各申請者の得点を算出する。

(筆記試験代替の可否の決定)

- 7 筆記試験代替の可否は、次の手順にそって決定する。
 - (1) 専攻会議は、筆記試験代替審査委員会の判定結果の報告をもとに、教職実践開発専攻は申請者の必修科目試験代替の可否、コース別科目試験代替の可否を決定する。学校教育支援専攻は、申請者の筆記試験代替の可否を決定する。
 - (2) 専攻長は、専攻会議の決定を教務長に報告する。

(筆記試験代替に関する結果の報告)

- 8 教務・学生支援係は、筆記試験代替の可否の結果について、申請者に入試日の 7 日前までに連絡するものとする。

附則

この申合せは、平成 24 年 3 月 20 日から決定する。

教職実践開発専攻 14 条特例履修モデル

特別支援教育コースの教職実践開発専攻 14 条特例履修モデル (例)

科目類型		○共通領域科目 □コース必修・選択科目 △教育実習 ●目標達成確認科目	
開講形態		科 目	修得単位
1 年 次 前 期	夜間	□障害のある子どもの事例研究法 (2 単位) □インクルーシブ教育論 (2 単位) □特別支援教育コーディネーター論 (2 単位)	6
	土日 休日	○障害児アセスメントと個別の指導計画 (2 単位)	2
	長期 休業	○特別支援学校の教育課程とカリキュラムマネジメント (2 単位) ○情報メディアによる実践的指導方法と課題 (2 単位)	4
1 年 次 後 期	夜間	□自立活動論 (2 単位) □発達障害児教育の理論と実践 (2 単位) □特別支援学校のキャリア教育と進路指導 (2 単位)	6
	土日 休日	○学校改善とカリキュラムマネジメント (2 単位)	2
	長期 休業	○特別支援教育の教科・領域の構成と展開・評価と課題 (2 単位)	2
	勤務校	△コーディネーター実習 (3 単位)	3
2 年 次 前 期	夜間	□障害児教育の理論と実践 (2 単位)	2
	土日 休日	○生徒指導の実践と課題 (2 単位)	2
	長期 休業	○学級経営の実践と課題 (2 単位) ○現代の教育課題と学校の社会的役割 (2 単位)	4
	勤務校	△特別支援教育実践研究実習 I (3 単位)	3
2 年 次 後 期	夜間	□特別支援教育実践研究 (2 単位)	2
	土日 休日	●教職総合研究 I (2 単位：通年)	2
	長期 休業	○学校カウンセリングの実践と課題 (2 単位) ○特別支援学校・学級経営の実践と課題 (2 単位)	4
	勤務校	△特別支援教育実践研究実習 II (4 単位)	4
合計単位			48 単位